

インドネシアにおける「クラッシュ ユ」プログラムによる未払い特許年 金の清算について



SPRUSON & FERGUSON (ASIA) PTE
LTD

Daniel Collopy
Principal / 弁護士

Daniel Collopy 氏は Spruson & Ferguson の弁護士であり、またシンガポール社会科学大学およびシンガポール知財アカデミーにて知財法の非常勤講師としても活躍している。Spruson & Ferguson は、アジア太平洋全域において知財全般にわたるサービスを提供する、同地域の第一線に立つ知財事務所であるとともに、また、特許、商標の各専門分野の弁理士や知財弁護士をはじめ、400名を超えるチームを有し、アジア太平洋の各地域における洗練された知識と豊富な経験を有する希少な知財事務所の1つでもある。

【概要】

インドネシアでは2016年以前の特許法において、放棄された特許に特許年金が発生した。特許年金の未払いはインドネシア政府に対する債務とみなされ、特許権者から支払われない場合、同じ特許権者による新たな特許出願の手続はインドネシア知的財産総局（DGIP）によって停止された。2021年、インドネシア政府は、未払い債務を割引いて決済する「クラッシュプログラム」を制定した。以下に詳細を説明する。

【詳細】

1. 背景

2016年8月26日にインドネシア特許法が改正されるまで、インドネシアでは、年金の支払いについて、支払期日から3年以内に年金を支払うことができる「事後保護制度」があった。連続3年以内に年金が支払われない場合、特許は無効とみなされた。しかし、インドネシア政府は、特許法により特許所有者がこの期間中に与えられた特許保護により利益を得ているとして、当該3年の間に発生した未払いの年金を支払う義務があると判断した。未払いの年金は、法務・人権省の知的財産総局（DGIP）に支払われるべきとした。言い換えれば、未払いの年金は、インドネシア政府への未払い債務とみなされた。

2. 特許法の改正

2016年8月26日のインドネシア特許法改正（2016年法律第13号）により、年金支払制度が「前払い保護制度」に変更され、期日までに年金が支払われない場合、特許は無効とみなされるようになり、未払い年金は発生しなくなった（特許法第126条～第128条）。

3. クラッシュ・プログラムの導入

2021年2月、インドネシア財務大臣は、政府機関における国家債権の決済加速を奨励し、新型コロナウイルス（Covid-19）流行時の債務者の負担を緩和するため、規則No.15/PMK.06/2021（以降、「規則No.15」という）を発行した。規則No.15は、国家財政に関する国、地方政府の支払請求権のうち国家債権委員会が管理・運営する政府機関の債権決済（PENYELESAIAN PIUTANG INSTANSI PEMERINTAH YANG DIURUS/DIKELOLA OLEH PANITIA URUSAN PIUTANG NEGARA/DIREKTORAT JENDERAL KEKAYAAN NEGARA DENGAN）に関して、2021年度のクラッシュ・プログラムを制定した。未払い特許年金は上記債務に該当し、未払い年金は2021年にクラッシュ・プログラムにより割引いて決済されると規定された。

具体的には、年金未払いの特許権者が、インドネシア政府に対する債務を解決するためにクラッシュ・プログラムに参加した場合、債務元本の60%が割引され、利息、ペナルティ、その他の行政手数料が全額免除された。さらに、特許権者がクラッシュ・プログラムに参加した時期に応じて、債務の元本がさらに減額された。減額の割合は、2021年6月に請求した場合は、減額後の残債務額の40%に対し50%の追加減額、2021年7月から9月に請求した場合は、減額後の残債務額の40%に対し30%の追加減額、2021年10月から12月に請求した場合は、減額後の残債務額の40%に対し20%の追加減額と定められた（規則No.15 第10章）。

また、特許権者にクラッシュ・プログラムへの参加の許可を通知された場合、1月以内にすべての未払い年金を精算する必要があるとされた。ただし、2021年

12月1日に参加申請した場合は、2021年12月20日までに支払う必要があると規定された（規則 No.15 第11章）。

4. まとめ

2016年の年金後払い保護制度から年金前払い保護制度への変更は、インドネシアにおける特許年金制度の改正として歓迎された。旧年金後納保護制度に起因する未払い年金の債務決済を奨励するクラッシュ・プログラムは、特許権者がこれらの債務を割引価格で決済することを可能にし、新しい技術革新やアイデアに対し特許保護を得る機会を維持することができる。2021年クラッシュ・プログラムが成功した場合、インドネシアにおける特許保護に関する未払い年金の障害を取り除くために追加の推進制度が導入されることが期待される。

【ソース】

インドネシア特許法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf

規則 No.15/PMK.06/2021

https://legalitas.org/download/write_pdf.php?url=pdf/peraturan_menteri/kementerian_keuangan/2021/Peraturan-Menteri-Kementerian-Keuangan-15-PMK.06-2021-tahun-2021.pdf

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）